

民間資金等活用事業推進委員会第27回合同部会議事概要

日 時：平成14年11月14日（木） 17：15～18：30

会 場：中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

出席者：西野部会長、山内部会長、奥野委員、小幡委員、前田委員、高橋委員
井崎専門委員、中村専門委員、光多専門委員、美原専門委員、宮本専門委員、
森専門委員、山下専門委員

ヒアリング説明者：

【日本政策投資銀行】

プロジェクトファイナンス部 高橋部長

【みずほコーポレート銀行】

プロジェクトファイナンス部 広井部長

事務局：竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、
富井参事官補佐、丹野参事官補佐、濱田参事官補佐

議事概要

P F Iにかかる資金調達についてのヒアリング

日本政策投資銀行より資料1に基づき説明。

続いて、みずほコーポレート銀行より資料2に基づき説明。

【質疑】

- ・ファイナンシャルアドバイザー（F A）の役割は重要であり、P F I実施プロセスの中でしっかりと位置付けられるべき。
今回は、金融機関からP F Iのファイナンスについて意見を伺ったが、民間事業者からもファイナンスについて意見を伺う機会を設けてはどうか。例えば、民間事業者が公共に対してプロポーザルを行う場合の金融機関からの関心表明の内容や信頼性については、民間事業者としては整理が必要と感じているのではないか。
- ・（みずほコーポレート銀行）P F I事業者たるS P Cへの融資に対する金融機関の関心表明は、S P Cの内容が明らかではない以上、条件等の確約はできないが、できるだけ金融機関がP F I事業にコミットできるタイミングを早めることは重要。
- ・F Aの必要性は理解できるが、F Aとして金融機関が早期に事業に取り組むことは、特定の金融機関のプレコミットメントとなる恐れがあるのではないか。
- ・（日本政策投資銀行）ファイナンスのことも含めてP F Iのプロセスを円滑化するために、政策投資銀行としては、公共のサイドのご相談に対して、より望ましいP F I事業を構築する観点で適宜アドバイスしている。それは厳しい話もいい話も全部するということであって、公共のサイドに立った公共アドバイザーではなく、あくまでも中立的な立場でサポートしている。

- ・(みずほコーポレート銀行) みずほコーポレート銀行のプロジェクトファイナンス部は、実際に融資する事業者に対して、ファイナンシャルアドバイザーとしても、融資金融機関としてもお付き合いするが、地方公共団体とは利益相反もあるため、みずほフィナンシャルグループの別法人がお付き合いさせて頂いている。
- ・ Step - in Right の権利の源をどのように考えているか。

独立法人行政法人としての国立大学 P F I 事業と国の信用力との関係をどのようにとらえているのか。

プロジェクトファイナンスのシンジケーションを考える際に、担保権の問題で、例えば複数行が同時に担保設定を行う場合に、現状の制度下において何らかの問題が生じることはないのか。

P F I に関する金融機関としての要望等を、例えば全銀協ベースで要望等をまとめてはどうか。
- ・(日本政策投資銀行) Step - in Right は、基本的に公共との協定等の記載によって異なってくるが、基本的に、公共の意向に反して金融機関が Step - in Right を行使することは考えていない。Step - in Right を行使し、S P C を第三者に事業を引き継がせる前に公共と協議し、その合意に基づいて行使する。議会の承認といった手続の問題もあるが、金融機関の一方的な行使というケースは考えていない。

国立大学の事業へのプロジェクトファイナンスについて、国立大学の独立行政法人化に関するリスクを織り込むべきという意見については、現在手続が進んでいる国立大学の P F I 事業は、独立行政法人化後の収入が国の予算措置によるものとなっているため、国の債務負担部分が金融判断において大きな要因になっている。
- ・本日の両行からの説明は、民間事業者としても、全くそのとおりだと思う。民間事業者は金利リスクを含めたリスクをとって提案をしているので、本日挙げられた問題意識は、民間事業者の問題意識でもあると理解いただいてよい。

産業界からは経団連を通して P F I についての提言を出しているが、金融機関からも肝心な部分はぜひ発言いただいて、実際に事業に取り組みされている方々にご理解いただく必要があるのではないかと。

また、金融機関の関心表明については、今後複雑な事業形態や大規模事業が増えてくる中で、事業によっては融資契約が事業契約の停止条件になるようなやり方等、工夫を検討していくことも必要であろう。
- ・(みずほコーポレート銀行) 複数行でシンジケーションを成した場合も、担保を平等に設定することは可能だが、その行使の方法等を調整する必要はある。

全銀協からも要望を出すことも将来あるかもしれないが、現在は、P F I における金融の位置付けを個々に理解していただくことを考えている。

Step - in Right は、議会承認が必要なので、銀行が勝手に行使することは想定していない。金融機関は、担保を実行したいがために直接協定を締結するのではなく、事業継続性の確保に照らし締結した方が公共と銀行の双方にとって、便利だろうと考えて締結している。
- ・地方自治体側と民間事業者側でファイナンスに対する理解度が全く異なっている中で、

公共側のアドバイザーの役割は重要。

次回の民間資金等活用事業推進委員会合同部会について

- ・(事務局)開催時期は、ワーキンググループの進捗を見つつ、両部会長ともご相談しながら、調整したい。

以 上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681